

火花

第 51 号

1985. 11

火花

第51号 1985, 11

共産主義者同盟（火花）

◎ 南部アフリカ階級闘争の教えるもの (二) P 1

◎ 社共の「国家機密法案」反対 P 10

の立場とは？

◎ 治安弾圧の強化と闘い抜こう！ P 14

—八十年代政治警察の実態—

研究ノート

◎ ロシア社会民主労働党プラハ
全党協議会とはなんであったのか P 20

—レーニンの組織・戦術観の復権のために—

南部アフリカ階級闘争の教えるもの

目次

I 南アフリカ階級闘争とアンゴラ革命、モザンビーク革命

1 植民地権力・白人ブルジョア政府にたいする闘いと南ア共産党の敗北

2 アンゴラ民族解放戦争とMPLA (以上五十号)

3 モザンビークとギニア・ビザウの解放闘争 (本号)

① 労働者の解放と民族解放闘争

② 解放区と階級形成

③ 武装闘争

4 六〇年代以降の南アフリカ、ジンバブエの解放闘争

① 労働者の解放と反アパルトヘイトとの相互関係をめぐって

② 武装闘争のいったんの敗北

③ ジンバブエ・アフリカ人民同盟とジンバブエ・アフリカ人民同盟

3 モザンビークとギニア・ビザウの解放闘争

ポルトガル領植民地国における民族解放闘争は、アンゴラ以外でも同様な発展過程をとった。われわれは、すでに、アンゴラ解放闘争を例にとって、解放組織の発展と武装闘争の相互関係や、内戦としての党派闘争が階級闘争の発展形態であることをみてきた。ここでは、思想闘争と組織の純化、そして後進諸国に特徴的な階級形成などの点から、モザンビーク、ギニア・ビザウの解放闘争を検討していくことにする。

1 労働者の解放と民族解放闘争

民族解放は、モザンビーク、ギニア・ビザウでも、真の人民革命としてあらわれた。これは、武装闘争の発展と関係している。

武装闘争の開始は、アンゴラが一九六一年、ギニア・ビザウが一九六三年、モザンビークが一九六四年である。この武装闘争の開始と同時にあった思想闘争、イデオロギー闘争とが人民革命の始まりであった。

モザンビーク解放闘争は、土地を奪われて南アフリカに売り渡された奴隷労働者や、人種主義制度と弾圧の前に逃亡を余義なくされた人々によって開始された。彼らは北部ローデシア(ザンビア)でUNIP(統一民族独立党)に、タンザニア(タンザニカ)でTANU(タンザニカ・アフリカ民族連盟)、南ローデシア(ジンバブエ)ではUDENAMO(モザンビーク民族民主同盟)に、南アフリカではANC(アフリカ民族会議)にそれぞれ加わって

いった。これらの運動は、英領植民地の独立にたつて、国際世論への訴えを手段として平和的に独立を克ち取ることと重点をおいていた。これはギニア・ビザウでも同様であった。しかし、平和的独立の運動は、国際帝国主義とポルトガル植民地権力の前にまったく無力であった。そして、五九年ギニア・ビザウ、六〇年モザンビークの大弾圧は、勤労大衆自身が武器を手にして闘う以外に解決の道がないことを明らかにした。

かくて、武装闘争の時代に入っていく。一九五六年に結成されたPAIGC(ギニア・ビザウ・カボ・ベルデ独立党)は五九年から武装闘争の準備に入った(六三年から開始)といわれる。また、MАНU、UDENAMO、UNAMIの三組織が合同して結成されたFRERIMO(モザンビーク解放戦線)も、結成三ヶ月後(一九六二年九月)の第一回大会で武装闘争を決定(六四年から開始)している。

ここにみられる転換は、たんに平和的か暴力的かという民族解放闘争の方法をめぐるものだったわけではない。それは、民族解放闘争の性格をめぐるものであったのである。

平和的方法を選択していた時代の運動のヘゲモニーは民族主義者に握られており、人種主義、部族主義が大きな影響力をもっていた。ポルトガル共産党(CPSA)と結びついていた人々は、人種主義、部族主義を激しく批判したが、「民族解放(民主主義革命)」、社会主義」という段階論であり、実際は人種主義者、部族主義者にマニパレー的に拝聴していた。武装闘争の開始は、かかる構造を転換した。FRERIMOのサラモ・マシエルは、この問題について次のように述べている。

「武装闘争とは、最悪の敵は誰かという定義を私たちに教えてくれる全面的闘争の一面にすぎぬものなのです。最初によつと考えたところでは、敵は明白なように思えたかもしれない。ポルトガル植民地主義ですよ。しかし、もつと深く突っこんでみなければならなかったのです。そして、全面的な闘いが展開する間に、敵は搾取階級だということが明らかになってきたのです。……敵を搾取階級だと定めた場合には、それは皮膚の色の問題ではない、ということが明確になります」(ウィルフレッド・パーチェット「立ち上る南部アフリカ」2、サイマル出版会P七六)。

マシエルは、解放闘争の武装闘争による全面的発展の中で、敵が植民地主義者だけでなく、搾取階級としても鮮明になったといっている。つまり、人種的、民族的闘いの階級闘争としての発展である。ここで、搾取階級というのは、地主や民族ブルジョアジーのことである。民族的闘いでは、彼らも反植民地主義者として現われる場合もあるが、運動が発展すれば勤労大衆と敵対関係に入る(その経済的地位からして)。

このことは、民族解放闘争においても、労働者階級がヘゲモンとしての役割を演じなければならぬことを意味する。労働者階級(その組織)が民族解放闘争の先頭に立ち、運動を全面的に発展させることで他のすべての反植民地主義者を引きつける必要があるという事だ。そして、ここにこそ、民族解放の革命闘争への転化がある。

「私たちは労働者の解放のために闘っています。では、それは綱領の一部分にすぎぬものなのか、それとも民族解放闘争全体の中の基本的な部分なのでしょう。私たちが闘った戦争は人民戦争でし

た。人民戦争という時、単に人民が参加して行われる戦争ということを意味するだけでなく、その戦争の目的として、人民が真の権力をその手に握るといふことがあるのです。これは皮膚の色が何であれ、搾取階級を一掃することによってのみ可能となります」(前出P七七)。

帝国主義とは資本輸出の時代でもある。資本輸出は、植民地国において帝国主義に従属した形であれ、資本主義を起し、現地住民の階級分化をも促進する。これは、アフリカ諸国でも南アフリカにもつとも典型的にみられたが、多かれ少なかれポルトガル植民地国でも進行している。だから、これらの国での闘争は、その全体の性格が民族解放という段階にあつても、労働者階級の独自の運動、組織を防御し、発展させる必要がある。

マシエルが「(労働者の解放は)民族解放闘争全体の中の基本的な部分」といっていること自体は正しい。ここから出てくる任務はわれわれの表現で言えば、自己の経済的解放をめざす労働者階級の闘いを民族解放闘争に刻印することである。そして、ここでの階級間の相互関係は、労働者階級の他の勤労大衆への指導関係であり、反植民地主義のブルジョアジーや地主に対する統制関係でなければならぬ。マシエルがこの任務にどれだけ意識的かどうかは不明である。はつきりしていることは、彼は打倒対象を植民地権力だけでなく「搾取階級」として運動方向を提起して、部族主義、人種主義に対する批判関係の概念として「人民戦争」を語っていることである。だが、この「人民戦争」の中でこそ、労働者階級の闘いを刻印することが課題になるのであるから、問題は半分しか解決されていないことを意味する。

ところで、このことは、闘争・革命の階級性格をめぐる問題と不可分であった。

「ついで問題は、武装闘争ブルジョア革命か、否かでした。これにもイエスと答える者がいました。しかし、私たちとしては、武装闘争ブルジョア人民革命であると決定せねばならなかったです」(前出P七九)。

イエスと答えたのが誰かは述べられていないが、その中にスターリン派の共産主義者がいたことは十分に推察できる。人種主義、部族主義派との闘争が、平和的闘争から暴力的闘争への転換と結びついてきたとすれば、武装闘争の発展は「民族解放闘争」ブルジョア革命」派との闘争だったのである。

次にこのような綱領上、戦術上の闘いは、組織の階級性をめぐる闘いであったことをふれておきたい。最初は、反植民地主義者内部のブルジョア派との闘いであった。

「合法的政治闘争というのは、エリート主義を発生させる大きな機会なのです。……この政治的エリートは、植民地主義ブルジョアジーが去ったあと、その土地土着ブルジョアジーの代表として権力を引きつぐことになる」(前出P七八)。

最初に、ブルジョア派との闘争が、エリート主義との闘争だったというのである。FRILIMO第二回大会(一九六八年)では、土地改革などをめぐって、地主層と結びついたラザロ・ヌカブアンダ派が追放されている。(これらは、六〇年代全体を通じて、PAIGCでも見られる)。

ごらんのとおり、モザンビーク(ギニア・ビザウ)解放闘争で明らかになっているのは、「人民戦争」こそが民族解放闘争に労働者

の解放を刻印していく上での不可欠の条件だったのであり、それは組織の発展(労働者階級の独自の組織への発展)との相互関係においてもあてはまったということである。だからここでも、人民一般の組織ではなく、労働者階級の独自の組織を別個につくることが問題だったのである。

2 解放区と階級形成

解放区は、モザンビーク、ギニア・ビザウでも早くから組織されてきた。六〇年代末までには、主要地域におよんでいる。全国的な人民権力の樹立は、いわばこの解放区の全国への拡大であった。解放区の特徴は、植民地権力の解放地域からの一掃という点にあると同時に、なによりも新しい秩序、文化の創造にある。これは、勤労大衆が、地主、ブルジョアジーに対する支配集団として登場することである。そこでは、「古い習慣」との対決が不可欠である。

「私たちがとって解放区とは、単に物理的に解放された領土というだけではなく、ものの方の解放であり、一つの制度からの解放でもあったのです。……私たちとしては、解放区こそ敵の古い習慣と対決する最高点、それとの決定的決別に到達する地点だ、という結論に達していたのです」(前出P七八)。

ここに、闘争・解放区・解放組織に媒介された階級形成、すなわち、新しい人間」の形成の問題がある。

「私たちとしては社会の改造のため闘争は、人間自身の改造の闘いと結びつけて進めなければならぬと考えています。……新しい人間」とは、基本的にいうと、闘争に参加し続けるこ

とによって形づくられるものなのです。だからこそ解放区の中の学校では、教育が肉体労働と結合されているのですし、私を捨てて人民に奉仕するということが重点がおかれているのです。

……新しい人間とは、あらゆる段階における闘いの中から生れてくるのです。ダイナミックで、創造的で、分析と自己批判の能力を持ち、独自の、大胆な人間です。闘争の中で獲得された新しいものの方をもったこの新しい人間は、新しいタイプの社会的諸関係にとつて、改革と活性化の主体になるのです。そしてこの新しいタイプの社会的諸関係とは、すべての分野で、つまり生産、教育、文化、指導体制、およびさまざまな面における一般大衆との関係などにおいて、新しい社会を特徴づけるものとなるでしょう。それが社会主義の諸構造なのです。このようなものの見方をつくりだすには、内面的な闘争を系統的、組織的に行なわなければならないのです。……内面的な闘いということは、多かれ少なかれ、各人の中にしみ込んでいく古い価値観を除去すること、人種主義、部族主義、地域主義、個人主義、エリート主義、さまざまな形態のあらゆる主観主義を取り除く、ということの意味します」(前出P八二―八三)。

マシエルがいわんとするのは次のことである。社会の改造とは同時に人間自身の改造であること、そして改造された新しい人間とは「ダイナミックで、創造的で分析と自己批判の能力を持ち、独自の、大胆な人間」である。この「新しい人間」は、闘争に参加し続けることによって―彼らは、別のところでは「武装闘争とは、私たちがいかなる犠牲をもいとわぬという政治意識の頂点となる

と述べている―生れること、そこでは私を捨てて人民に奉仕することに重点をおいてあらゆる主観主義との内面的闘争が必要である。これは、われわれが学ぶべき価値をもっている。

3 武装闘争

武装闘争に關していえば、計画的・意識的準備活動の特徴として、逆にいえば、自然発生的な暴動、反乱における武装闘争はわれわれの検討対象の外にある。

ただし、準備の水準と開始の時期との相互関係を規定する定式があるわけではない。しかし、武装闘争を勝利的に展開するためには、政治的組織的な準備と、時機の選択を決めることが必要であることはつきりしている。

一九五六年に結成されたギニア・ビザウのPAIGCは、「一九五九年、組織内の動員に着手し、その後、忍耐強く大衆の支持を取りつけ、大衆参加にまで発展したところで、一九六三年一月、武装闘争に踏みきった」(デビッドソン他著「南部アフリカ」岩波現代選書三四六)。最初の武装闘争の直接の部隊は「武器は三丁、仲間十八人だった」という。このような小規模の武装闘争が、連続的、成功的に発展させたのは、PAIGCの全体としての意識的活動がある。それは次のようなものである。

一つはあらかじめ、平凡な、日常的な、しかし強ばり強いオルグ活動をとりして、PAIGCの網の目を各地方、地域(とりわけ農村)にはりめぐらしていたことだ。この組織網こそは、武装闘争への住民の協力(移動、キャンプ、食糧調達)のどれ一つをとっても住

民の協力なしにはありえない」と参加を保障したのである。

二つには、まずはじめに、比較的小さく容易な目標を攻撃対象とすることで、必ず勝利し、勤労大衆に勝利の展望を与え(武装闘争を利用した宣伝・扇動・組織)、党組織、戦闘組織の発展と結びつけたことである。ちなみに、後進諸国の解放闘争の場合、戦闘員の獲得は大衆的徴募方式である。

三つには、はじめのうちの武装闘争の直接的獲得目標を敵からの武器の奪取、資金の収奪などにおき、組織の発展に寄与させたことである。

四つには、国境を超えて、周辺の民族国家に「根拠地」をつくりえたことである。

FRELIMOにしても、これらは基本的に同じである。彼らは武装闘争を開始する一年前の第一回大会(一九六三年)で「武装闘争を含めあらゆる手段を用いてポルトガル植民地支配を打倒する」ことを決定して、準備に入った。ここでの準備とは、勤労大衆を獲得するための組織網の確立(多くの活動家が、教育、医療などを媒介に地方の住民の中に入っていった)と、政治的、軍事的教育・訓練である。

次に武装闘争と組織の発展に特徴的なことは、軍事の自然発生性への拜跪との闘争が存在することである。

それは、FRELIMOでは、「敵を降伏させるためにはある程度の暴力とテロ行動で十分だと考え」た一派との闘争として存在した。マシエルは、「事実上、これは武装闘争の原則に対する反対であった。なぜなら彼らは、何ら事前の大衆動員なしに、またこの過程に方向を与え指導すべき幹部に何ら準備させることなしに、武装行動

をやりたいと主張したからである」と語っている。

PAIGCでは、「軍事中心主義」との闘争としてあった。「軍事中心主義」とは「闘争の真の政治的性質を無視し、『司令官風』を吹かし、小独裁者を気取ってしまう」傾向である。PAIGC指導部は、これを「わが軍の政治教育不足」の問題としてとらえ、闘争した。こうした対応は、軍の形成が大衆徴募方式を基礎としていることからする雑多なイデオロギーの流入を考慮すれば、原則的に正しいものである。

われわれは、革命に勝利するためには、革命の軍隊を建設しなければならぬが、革命軍の発展においては軍事の自然発生性との特別な意識的な闘争が必要となることを忘れないようにしなければならぬ。

4 六〇年代以降の南アフリカ、ジンバブエの解放闘争

『火花』五〇号で南アフリカの二つの組織(ANCとSACP)の闘いと破産を見てきた。それは良きにつけ、悪しきにつけ、かかる二つの組織が南部アフリカにおける労働運動と民族運動の「草分け」であり、その後の各革命組織、解放組織に影響を与えただからである。つづいて、ANC、SACPの破産がある程度まで突破するものとしてMPLA(アンゴラ)、FRELIMO(モザンビーク)PAIGC(ギニア・ビザウ)を見てきた。これらは、勝利しなかつた革命と勝利した革命という点からの分析である。勝利した革命には、後進のわれわれが学ぶべき、独特の革命的なものがつねにあるのが一般的である。

ところで、この勝利の地点から、再び南アフリカに目を転じると、六〇年代に入って、少なくともい点で、ANCO (SAPC) はANC内
部で活動している)には、MPLA、FRELIMO、PAIGC
など同様の発展が見られる。にもかかわらず現在までのところ、
ANCOが勝利しえなかったのは、彼らにはポルトガル領植民地国の
解放闘争以上の質が要求されたからである。というのも、南アフリ
カの国際的位置や社会、経済、文化の発展段階が独特なものだから
である。ここに彼らの困難がある

① 労働者の解放と反アパルトヘイトとの相互関係をめぐって

ANCO、SAPCの質的発展は、六〇年代に入って若干みるこ
ができる。この時期、彼らは新しい綱領をつくった。そのポイント
になったのは、反アパルトヘイトと南アフリカ資本主義との闘いの
相互関係であった。

「『白いアフリカ』という一つのレベルにおいては、帝国主義の
最後の段階にある発展した資本主義国のすべての特徴がある。高度
に発達した産業独占があり、産業資本と金融資本の癒着が生れてい
る。……しかし『非白人の南アフリカ』というもう一つのレベ
ルでは、植民地のすべての特徴が見られる。原住民は極端な民族的
抑圧と貧困と搾取の下にあり、すべての民主的権利がなく、外来の
『ヨーロッパ的』性格を強調し永久化するため、なしうるすべての
ことを行う集団による政治的支配を受けている」(SAPC『綱領』
岩波現代選書『南部アフリカ』からの孫引き)。

(注)ここでは明らかに、「資本主義の最後の段階にある発達した
帝国主義の……」とすべきところを、「帝国主義の最後の

段階にある発達した帝国主義国の……」としている。われ
われはSAPCの綱領そのものを入手しえていないため、こ
の誤りがどこから生れたか(SAPCの理論的誤りか、ある
いは引用者、訳者の誤りか)不明である。

「南アフリカは植民地ではないが、人民の圧倒的多数に關してい
え、南アフリカは古典的な植民地構造のほとんどすべての特徴をそ
なえている。……あるレベルでは『独立』した民族国家である
とともに、他のレベルでは少数人種に從属した国である」(ANCO
戦略と戦術)前出)。

この分析から、彼らは、当面の革命の性格を「反アパルトヘイト
民族解放」とする。同時に、労働者階級の解放が課題になってい
ることも強調する。これはまちがいでない。彼らはペーパー上で
は、MPLA、FRELIMO、PAIGCなど以上に、資本主義打
倒を強調している。

しかし問題は次にある。それは、労働者階級の運動を当面の闘争
「アパルトヘイト打倒・アフリカ人の解放(『白人優越の植民地主
義国家を打倒し、南アフリカにおける民族民主主義の独立国を樹立
する民族民主主義革命』)の後にくる任務として位置づけている。
この点は、SAPCの場合、一九三〇年代以降において一貫してい
るのであり、ANCOにおいては現在の綱領にみられる。その結果、
労働者階級のヘゲモンとしての役割の強調は、実際の運動展開で
は空念物になっている。

彼らは段階理論に陥っているため、民族解放闘争そのものにあつ
て、労働者階級のヘゲモンとしての役割を確立する形態や方法を
創造することができていない。

もし、南アフリカの解放闘争が、全人民的な闘争として発展をつ
づければ、そこで生れる帝国主義、ブルジョアジー、地主への敵対・
闘争関係としての勤労大衆の階級形成の中で、かかる欠陥はある程
度まで克服できる可能性もある(MPLAの例)。しかし、国際帝
国主義と強固に結びつき、資本主義が高度に発展しているからこそ、
闘争においては党的意識性と準備が決定的に重要なのであり、AN
C、SAPCの欠陥の克服こそが不可欠である。

② 武装闘争のいったんの敗北

六〇年代に入ると、南アフリカ、ローデシア(ジンバブエ)、サ
ミビアなどでも武装闘争が開始された。ちなみに、ANCは一九六
一年に軍事組織「民族の槍」(MK)を組織している。

しかし、これらの闘いは、ジンバブエを除いて(後述)、七〇年
代初頭までといったんの敗北をきつした。この失敗は、アングラな
どと比較した場合、武装闘争が勤労大衆との正しい相互関係をつ
くりえなかったことにある。これはANCO (ISAPC)がその誤つ
た指導のために失った権威、大衆的影響力を回復しえなかったこと
に關連している。

たしかに、ANCO、MKは、武装闘争の準備として、各都市と農
村に「細胞」を組織し、大衆を動員することを計画していた。しか
し、こうした活動はほとんど成果をあげないまま、国外で教育、訓
練、武装して送りこまれた部隊が、敵の正規軍と衝突するパターン
が多くみられた。これは、失敗した武装闘争の重要な教訓だといえ
よう。

③ ジンバブエ・アフリカ人民同盟と

ジンバブエ・アフリカ人民同盟
ローデシア(ジンバブエ)の解放闘争では、南アフリカのANCO
およびSAPCの弱点とポルトガル領植民地の解放闘争の特徴とが
結合して現われた。

一九五七年に南アフリカANCOのいわばローデシア版ともいえる
SRANC(南ローデシア・アフリカ人民族会議)が結成された。
当時、都市部ではすでに、労働者のストや反政府運動が続出して
いたが、SRANCはこれらに対イギリス交渉の圧力手段とする形で
「独立」「アフリカ人多数支配」を要求して運動を展開した。それ
でも、この運動は、人民の側の組織がSRANC以外になかったこ
ともあって、農民を中心に支持を得たという。

だが、彼らはローデシア政府の弾圧の前に無防備であった。この
ため、五九年にSRANCが非合法化されると、六〇年にNDP(民
族民主党)を結成した。そして、六一年にNDPが非合法化され
ると、今度はZAPU(ジンバブエ・アフリカ人民同盟)に衣替え
した。

ZAPUの議長になったのは、帝国主義の植民地体制としての中
央アフリカ連邦を成立させることになった交渉に参加したヌコムで
ある。SRANCは、NDP、ZAPUと名称を変更したが、イギ
リス政府がローデシアの白人入植者に圧力をかけて黒人多数者支配
を承認させるといふ対英政府交渉に重点をおく点では変更はなか
った。

このような路線は、運動の発展とともに、反対派を生み出すのは
不可避だった。一九六三年、シトリーレ、ムガベなどが、国内におけ

る反政府運動に重点をおくべきだと、ZAPUから分離して、ZANU（ジンバブエ・アフリカ人民族同盟）を結成した。労働組合もこれに照応して、ZAPU系のNATUC（全国アフリカ人労働組合会議）とZANU系のATUC（アフリカ人労働組合会議）に分裂した。

両派を和解させようとする動きは多くあった。一九七一年に発足した新ANUは両派の均衡人事で運営された。また、ZAPUとZANU自身が七六年にはジュネーブ会議（全当事者会議）で共通の立場をとる目的でRF（愛国戦線）を結成した。さらに、七七年には、ZIPA（ジンバブエ人民軍）を単一の軍隊とするとし、合同軍事司令部を発足させた。しかし、これらは皆、真の統一としては結実せず、党派闘争は継続された。しかも、この党派闘争はアンゴラのMPLAとFNLAのような形で決着としても発展しなかった。それは次のようなことに規定されている。

一つはこの党派闘争が、部族主義的闘いZANUがショナ族、ZAPUがヌデベレ族と結びついていたことである。今一つは、ZANUが国内の運動に重点をおくといいつつも、ZAPUと同様にイギリス議会へのロビー工作戦術もとりつづけたからである。こ

のため、党派闘争が、部族主義的、セクト主義的闘いから自由でなかったのである。

次に、闘争過程に目を転じてみよう。ZAPUとZANUは、ともに六〇年代から武装闘争に着手していた。だが、それが本格化し、継続的に展開されたのは、イギリス、ローデシアによる帝国主義的「解決提案」への反対運動が高揚した七二年からである。闘争は、武装闘争と対イギリス交渉の二本立てで交渉された。

一九七九年、愛国戦線が統一提案を採択。同年八月、ザンビアでの英連邦会議でローデシア解決案が承認され、九月、ロンドンで愛国戦線側も参加して全当事者によるローデシア憲法制定会議が開催された。十月には、英国提案を愛国戦線側が受諾し、十二月に停戦が実現した。そして、八〇年二月の総選挙で愛国戦線側が勝利し、ムガベ政権が成立した。

だが新しい権力は、ある程度まで植民地権力の機構を継承した混合権力である。新しい軍隊も混合軍である。八〇年十一月から八一年二月にかけてはZAPUとZANUが衝突している。ジンバブエでは、階級闘争はいよいよこれからである。

以下次号

社共の「国家機密法案」反対の立場とは？

十月十四日から第一〇三回臨時国会が始った。この国会での争点は、防衛費GNP-%枠の突破、靖国神社公式参拝、国家機密法が問題としてあげられる。

十六日の衆議院代表質問に立った田辺社会党書記長は、防衛費がGNP比-%枠を突破することへの批判点を「軍事大国にならないための最低限度の歯止め」として-%枠内にせよとせまっている。田辺は「軍事大国」というものをどのように考えているのだろうか。自衛隊の能力は世界第六七位といわれている。このことを無視して防衛費のGNP比-%枠論議に固執している。労働者にとっては、帝国主義の武装が問題なのであって、その武装におけるGNP比の論議自体没階級の範疇さえ超える広域防衛戦略への転換を踏み外し、日米安保条約の範囲さえ超える広域防衛戦略への転換を裏づけている」と批判している。つまり一方で広域戦略への転換を

認めるのである。しかし、広域となったからといって専守防衛でなくるとはブルジョアジー―自民党政権は考えない。なぜなら、他国への経済侵略が進んだことによって、その日帝の防衛すべき権益地域が拡大したのである。だから、他国へ企業進出、経済侵略している日帝下の企業―ブルジョアジーの権益を防衛するのであるから、やはり専守防衛と考えるのである。いくら、広域防衛戦略に転換したと声高にさげぼうとも、日帝ブルジョアジーの権益を防衛する立場に立つ限り無力な批判である。

靖国神社への公式参拝についての批判点も「違憲性は明白で」あるとさげているが、ここでも無力な憲法論議をその批判点としている。これらの批判点は、ブルジョアジーとの対決を回避したもので、現在の資本主義―帝国主義を維持した上での批判だから小ブル改良主義の無力な批判でしかありえない。

事演習の質的・量的強化ととらえた上で、有事法制、危機管理体制、靖国神社公式参拝の動き―攻撃を国家機密法で国民からかくして、いこうとするものと、位置付けをしている。

この日帝―中曾根の攻撃に対して、どのような闘いをしていくのか。内藤はつづけて言う。「民族の独立と中立・非同盟の大道を歩むこと……日本の平和と安全、自由と民主主義をうばい去る国家機密法案を粉砕する」。日共八回大会六一年綱領でスターリニズムの理論構造に依拠して「発達しているが米帝に隷属している日本資本主義」という情勢認識を今もって踏襲し米帝隷属論規定を前提に立論し、米帝から圧力がかかり、日米共同作戦の強化のために「国家機密法案」を上程した。そして米帝の指揮下による核戦争の前線基地とされつつあると考えている。

日本は米帝に隷属しているから米帝によって平和と安全をおびやかされ、核戦争にまきこまれる。また自由と民主主義をおびやかしているのも日本を隷属下においている米帝によるものであると考えられている。だから米帝からの隷属をたち切るために民族独立革命を遂行しなくてはならない。そのためには、「アメリカを先頭とする帝国主義に反対する民族解放と平和の国際統一戦線」(「日本共産党五〇年」)を結成することを定式化し、民族民主統一戦線を作り、米帝とそれに隷属している日本独占資本主義の支配を打破しなければならぬと彼らは考えている。

彼らは、日本が韓国をはじめとするアジア各国や中米などに大量の商品輸出・資本輸出をおこなうことによって、また国際的な金融

制度の網を利用することによって、二重三重の収奪をおこなっている帝国主義国であるということ、日帝国内労働者からの収奪とともに、この後進国プロレタリア・人民からの収奪によって日帝の経済的発展があるということに目をつぶり、否、この収奪された経済的基盤の上でのり、日帝の「平和と民主主義を守る」という排外主義的スローガンをかかげている。

日本は、反革命戦線において米帝の同盟国ではあるが、米帝の隷属国ではなく、帝国主義本国であること。後進国プロレタリア・人民から二重三重の収奪構造を守るため後進国プロレタリア・人民を抑圧している民族なのである。

「日本の平和と民主主義を守る」ということの内容は、国内では戦争にまきこまれず、他国のプロレタリア・人民を抑圧し、生産物を略奪し、収奪することによってもっとも安定した資本主義国家にすることであり、その経済的基盤に基づいて最大限にブルジョア民主主義を確立しようということなのである。

対米隷属論に基づく「民族の独立と中立……日本の平和と安全、自由と民主主義」を擁護する立場からの「国家機密法案」反対は、プロレタリア階級の立場、プロレタリアートの解放のための闘争ではなく、小ブルジョアジーの立場、排外主義者の立場からのものであることを暴露しなければならぬ。

IV

「戦後日本国民がつくりあげ、まもりつづけてきた民主主義・平和主義をこわし、憲法をふみにじることなのです」(あなたの目・

耳・口をふさぐ国家機密法」日共宣伝局編)。また十月十七日の衆議院での林百郎の質問においても、「国家機密法案」は憲法違反だ」という。ここでも無力な憲法違反をめぐる論議を展開している。

憲法論議のもっとも欺瞞的な展開をしているのは憲法九条をめぐるものであるが、自民党一権力の側は、条文をどのように解釈するのか。その憲法九条の解釈を日帝・ブルジョアジー自民党は合憲であるとする。憲法九条では戦争放棄を明文化しているため戦力は保持できない。しかし、自衛隊は戦力ではない。したがって自衛隊の存在は憲法九条に反しておらず合憲であると大きな奇弁を用いている。そしてこの解釈の下で毎年軍備が拡大され、侵略・反革命戦争遂行能力を高めている。

ブルジョアジー自民党は改憲に必要な三分の二の多数を得られない状況ことを認識し、あえて国論を二分してまで改憲を強行するより解釈憲法の運用で実質的に帝国主義政策を推進する自信もった。その現れが、自民党綱領改訂論議である。結党以来かかげていた「現行憲法の自主的改正」という文言を「絶えず厳しく憲法を見直す努力を続ける」という表現に改訂する案が全面に登場しているほどに自民党自身が憲法条文そのものを否定せず、憲法擁護を唱えているのである。

これは、日共(社会党)のいう憲法擁護のスローガンがいかにブルジョアジー自民党の政治と融合しているかを端的にしめしている。

労働者階級は、民主主義擁護の立場や憲法擁護の立場で「国家機

密法案」に反対するのではなく、ましてや日帝が米帝に従属して

るため米帝からのおしつけ法案だから反対するという立場でなく、これらの立場を批判しつつ、この法案は日帝独自の侵略・反革命戦争体制強化を進めるものであること。プロレタリアート・人民を弾圧する手段として提出されているものであることを暴露しなければならぬ。

プロレタリア階級解放へ向けて闘う労働者階級は、この帝国主義・ブルジョアジーの攻撃を粉砕するだけでなく、ブルジョア国家機構そのものを破壊してプロ独を組織することこそが勝利への道である。

(関羽徹)

治安弾圧の強化と闘い技こう！

— 80年代政治警察の実態 —

反戦・反核一軍拡・靖国・天皇や三里塚を通じた大衆闘争・革命闘争の高揚に対して日帝ブルジョアジーによる治安弾圧の強化が日増しに進められている。国家機構の破壊一権力奪取に向かって、警察機構との闘いを断固として前進させていかねばならないことは言うまでもないが、それでは、80年代危機管理戦略のうえでその重要な一環とされている警察活動の強化の内実とは一体どのようなものなのか。

政治闘争の封じこめ、労働運動の体制内化一労働者支配の強化、在日外国人への指紋押捺の強要、さらには国家機密法一政党法一破防法などの法制的準備や運用など治安対策の重要項目は多々あげられるであろうが、ここでは課題を80年代警察の実態の暴露にしばらくこもうと思う。

70年代「CRと「市民警察」といわれた警察活動の軸点は80年代に入って他に移行したのか、かわったとすれば、どこがどうかかわったのか、さらに、80年代の警察活動をささえる警察組織の実態はいかなるものなのか、というのが直接の課題となる。

I. 科学化された警察活動とは？

8月10日付けで60年版「警察白書」が発行された。これはその副題を「科学化の進む警察活動」としていることからわかるように、今年度版ではグリコ・森永事件や、中核派による自民党本部放火など、「ますます増加し、複雑化する治安事象に対応する」ために「警察活動において、コンピュータや電子通信技術を大幅に導入、活用する」ということを前面に押し出している。

第一章は「警察における科学技術の活用」と銘うたれ、今年度版の特集となっている。少しその内容を紹介するならつぎのようなものである。

- ① 通報一通信指令システムの整備。一〇番通報されると通報の内容や通報者の所在位置がディスプレイに表示される。
- ② 警察無線の傍受や妨害に対処するため移動無線のデジタル化をはかる。59年度予算で30億4900万。
- ③ 警視庁本部の大型コンピュータと各警察署のパソコンを

通信回路で結ぶ。将来はパトカーにパソコンを搭載する。

4 「自動車ナンバー自動読み取り装置」の高速道路などへの設置。(これは自動車の動きから人の動きを察知するもの。5000万人を越えた運転免許所持者の管理とも連動。)

5 「指紋自動識別システム」、「音声識別システム」、「画像処理システム」の導入・高度化。コンピュータを使用した「即時照会システム」、「捜査資料検索システム」の開発

6 全国警察を結ぶ情報ネットワークの整備。

7 衛星通信を利用した非常通信システム。警察庁への情報の集中と指導・調整。テレビの活用。

以上が主な内容である。

第二章が犯罪統計報告、第三章が地域対策、第四章が青少年対策、第五章が生活・防犯、第六章が交通と、これらは従来とたいしたかわりはない。

それでは、1972年6月にまとめられた『70年代の警察』(警察庁総合対策委員会)のキーワードであった「CR」と、市民に密着した警察」という基本方向は根本的にかわったのであろうか。確かに1980年7月の警察庁総合検討委員会のレポート『80年代の警察』には「CR」という言葉は一度も出てこない。しかし、そこには、70年代の「CR」が「安全な社会のための基盤づくり」と名をかえてさらに総合化されているのだ。それは70年代に「3億円」・「爆弾」・「内ゲバ」等を口実として強力に推進された「アパートローラー」や、各種地域団体の自警団としての再組織にもかかわらず、「過激派」は「壊滅」されなかったし、また対応の難しい新たなタイプの「犯罪」が発見したことに対する彼らなりの総括なのである。

ある。

「伝統的な地域社会共同体のもつ社会統制機能」や、「わが国の家族制度」のもつ「犯罪」の抑制力を越えて、急速に「都市化」・「個人主義化」・「核家族化」・「単身生活者の増加」などが進行したのと同時に、各種住民運動や既製の秩序への反抗がまさに地域の中から噴き出したのが70年代であったのだ。

80年代に入って、警察は、これまで以上に広範な情報を収集し、分析し、管理・統制を強めなければ、やっていけないというのがいっつわりのない実状である。そのためには捜査の機械化、コンピュータの導入が不可欠となったのである。

警備公安関係にかぎっても重要基幹産業ではたらく労働者については個人資料を作成する必要が生じており、その業種とは次のようなものである。電力、報道、通信、出版、原子力関係、国際電々私鉄、運輸、航空、鉄鋼、金属、化学、金融、等、と大半の業種が含まれることになる。無論、公務員・公企体労働者も含まれる。

ちなみに、「個人調査目次」とは、以下のとおりである。

- 1 氏名
- 2 別名
- 3 生年月日
- 4 出生地
- 5 国籍・人種
- 6 原籍
- 7 本籍
- 8 住所・電話番号
- 9 職業
- 10 所属団体・地位
- 11 人相・身体的特徴・風体
- 12 身長・体重
- 13 性格・習癖
- 14 素行
- 15 趣味・嗜好・特技
- 16 外国語能力
- 17 資格等
- 18 団体経歴
- 19 犯罪経歴
- 20 活動経歴
- 21 学歴
- 22 職歴
- 23 軍歴
- 24 海外関係
- 25 著述講演
- 26 不動産
- 27 預貯金
- 28 その他財産
- 29 収入
- 30 貸借関係
- 31 前住所
- 32 両親兄弟姉妹の住所・職業・氏名・生年月日・続柄
- 33 交友関係者の住所・職業・氏名・生年月日・続柄
- 34 (非合

法期における)アジト関係者だった者の住所・職業・氏名・生年月日・続柄 35 遊興関係者の住所・職業・氏名・生年月日・続柄

36 所有自動車の型式とナンバー 37 指紋番号及びその所在 38 個人写真 39 戸籍謄本の有無及びその所在 40 履歴書の有無及びその所在 41 現住所付近の略図、写真の有無及びその所在 42 面識者の氏名 43 容疑の有無及び所在 44 筆跡の有無及びその所在 45 血液型、他に病歴など)となっていて、およそ考えられる全ての個人情報である。現在ではこの他にビデオフィルム、電話盗聴記録テープが加わっていることだろう。これらの個人ファイルは「日共関係(1)」、「右翼関係(2)」、「外事組織関係(3)」、「極左関係(4)」、「反党分派関係(5)」、「警備く犯者関係(6)」、「特務工作活動関係(7)」、「電波関係(8)」という具合に分類され、さらに「重要度」によってA、E、Y、Zとランクづけされているという。

調査すべき団体の動向に関しては、

- 1 共産主義革命を企画する左翼勢力の動向
- 2 大衆闘争組織化大衆団体の動向
- 3 左翼団体及びそれに同調する暴力主義団体の動向
- 4 労働組合及び労働運動の動向
- 5 在日朝鮮人の革命的組織と対抗運動の動向
- 6 対日諜報謀略に関する在留外国人の組織と動向

とされ、この他にも、宗教団体、自治会、サークル、農協など、ありとあらゆる団体が調査対象とされている。これらの情報活動を進めるためには、全警察官、警察OB、企業、の労務、管理職、私立探偵、興信所、反共右翼、反共労組、地域の

世話役等、これら全てを動員してもなお十分ではありえない。

さらに、国際化に対処して、外務省、在外公館、商社の海外事務所、JETRO、ICPOなども、情報収集、調査機能を果たす重要な端末として、警察活動に組みこまざるをえない。

だが、実際は、このような膨大な情報を収集し、整理することを人力のみにはたすことはもはや不可能であるし、たとえ、コンピュータを使用することによってその作業を行なったとしても、直接的な成果が期待できるとは限らない。

昨年、警察はグリコ・森永事件を契機にして膨大なカネと人員を投入して大阪を中心に、126万所帯、36万事業所と、まさにシラミつぶしのローラー・情報収集を行なったが、今だに犯人検挙に至っていないではないか。

いかに多くの情報をかき集め、コンピュータを用いて分析し、地域にメッシュを幾重にもかけたとしても、このブルジョア社会の中から「犯罪」を完璧になくし、「不審者」を全てあぶり出すことなど絶対に不可能なのである。

しかし、警察は地域住民の生活の全てを把握せんがために(せざるをえないがために)、国勢調査・国民総背番号制や、ローラー作戦を市民的諸権利を蹂躪しても強行しようとするであろうから、この点に関する反撃の組織化は対権力上の重要なポイントの一つではある。

II. 現在の警察組織

それでは前述したような80年代の警察活動を行う現在の警察組織はどのようなものになっているのか。

警察職員数は84年12月末現在で25万3625人（一般職員を含む）である。行革でどんどん削減されつづけている一般公務員にくらべてここ数年漸増が横バイの状態である。

予算規模は都道府県警が1兆9500億、警察庁が1566億で機動隊の人員は常設が9700人、臨時編成の特別機動隊が1万5700人、管区警察局所属の管区機動隊が4200人、三里塚の空港警備隊が1500人となっている。

警備公安警察の専従は71年から公表されていないが約4万人と推定される。警視庁公安部は7課編成、大阪府警公安部は4課編成である。昨年度の組織改正としては警察庁警備局外事課に外事調査官が1人増員され2人となったのが主なものである。

この他に政府関係の内閣、防衛、外務、を中心に出向しているものが相当数いる。

警察の組織について、とりわけ警備・公安関係については公表されている資料は数少ないが、この間、組織の肥大、官僚組織化が一層進んでいることが十分にうかがえる。（無論、このことは警察全体に言えることであるが。）

グリコ・森永事件の際に、警察内部および周辺から、公安警察と刑事警察の対立、公安警察の偏重が刑事犯への対処を難しくしている、などという「批判」が聞かれたが、このことはむしろ、警

察機構全体の官僚組織化が進行しているということではないか。革マル派などはX系（田中系）三井派とY系（自民党主流系）下稲葉派の対立抗争が激化しているなどという陳腐な分析をしているが、われわれはこうした「分析」には全く興味がない。ただ、この間、警察トップの人事移動が大幅に行われたことは確かだ。事実関係だけをしるすつぎの様である。

8月7日 近畿管区警察局長 柴田善憲（警察庁警備局長）、警察庁警備局長 三島健二郎（千葉県警本部長）、埼玉県警本部長 福井与明（警視庁公安部長）、警視庁公安部長 城内康光（警察庁警務局人事課長）

8月27日 鈴木貞光 警察庁長官退任、警察庁長官 山田英雄（警察庁次長）、警察庁次長 鎌倉 節（警察庁警務局長）、警察庁警務局長 大堀太千雄（警視庁副総監）、警視庁副総監 椿原正博（警務部長兼任）

10月9日 福田勝一 警視庁警視総監退任、警視庁警視総監 鎌倉 節（警察庁次長）

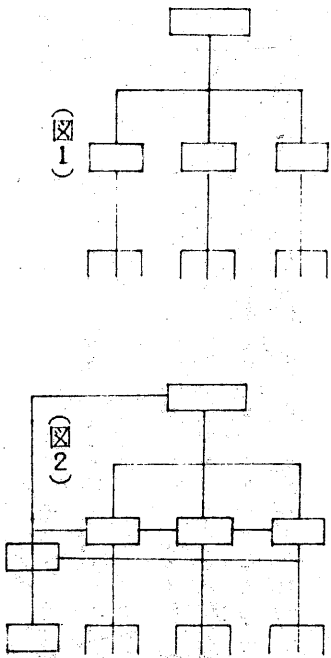
知られている警備公安警察機構の他に今から10年程前に設けられた「対赤軍専従班」などと呼ばれる「秘密組織」があるとされる。それは地下的な展開をはじめた党派・グループに対応しようとするものであるが、われわれはこの「秘密組織」に当初から注目し、その動向に注意を払ってきた。

こうした「地下組織」が浮上したのは、たとえば、76年の赤報派一斉検挙攻撃の際である。この時は貸ビル内に「XX商会」と看板をかけた事務所を設け、そこを拠点に捜査・逮捕をおこなった。そのメンバーは公安筋から情報もれることを恐れて一切警察には出

入りせず、近親者にも勤務先を秘匿していたといわれる。このように秘密のベールをかぶせられているが、その組織実態は体どうなっているのか。手がかりは極めて少ないが、つぎのようなことは解明の糸口である。

毎年の「警察白書」にはたとえ数行であれ（今年は見出しを含めて11行）、日本赤軍の動向について記述されており、このことは機構の外部か内部かは別として「専従組織」が置かれていることを示している。当初は一種のプロジェクトチームとして、しかも、警察の外部団体などのカモフラージュをほどこして設置されたようであるが、この10年間継続していることから、その予算や人員等のことを考慮すれば、臨時的なものではなく恒常的なものとなっているのではないかとすれば、機構上はどうなっているのだろうか。興味のあるところである。

通常、警察組織はつぎのような（図1）中央集権的なものである。これにプロジェクトチームが作られると指令系統は別個に作られることになり、当初は既存の組織機構と全く没交渉であったとしても恒常的に存続させるとすれば、時には別系統から指令が下されたり



他の機構との連絡、調整が必要となろう。人事や予算面がこのことに拍車をかけ、そうなれば、組織としてはいわゆるマトリクス組織（図2）となり、極めて制約の多いものとなる。また、プロジェクトチーム（別機構）として維持するとしても「実績」の上らぬチームは風当たりが強くなるばかりであろう。

民間企業が特定の目標のためにこうした組織形態を臨時にとることとは可能であったとしても、警察官僚機構の中で、しかも長期にわたって、となると維持するのは極めて困難になるのではないかと。それでは、CIAなどのように、警察、自衛隊はおろか、内閣官房などからも一定独立した組織形態をとっているのであろうか。

ともあれ、われわれはこの警察「秘密組織」の実態をできるかぎり、調査、暴露し、その弱点をつき、有効に対処していかなければならない。

III. 公安・政治警察と闘争し、不拔の党組織を建設せよ！

現在の警察について、いたずらに物神化したり、無法な警察活動を恐れたりするのは全く誤っているといわねばならない。

新しい科学技術の開発は必ずそれを上まわる技術の開発を生みだす。（ちなみに東京・秋葉原ではデジタル無線用の受信機が売り出されたという。）また、アリのはい出るスキ間もないほどの治安機構にも必ず弱点は存在するのだ。われわれは、昨年11月の全斗煥招日阻止闘争のおりや、今年の10・20三里塚闘争の際の警備体制の経験から貴重な教訓を得させてもらっている。

絶対に必要なことは、ローラー、職務質問、所持品・身体検査、交通検問などの日常押圧、写真撮影、張り込み、尾行、盗聴、情報提供の強要などの情報活動、ヤミガサ入れ、デッチ上げ指名手配、任意出頭攻撃、などの不法、不当な捜査にたいして原則的、階級的に対応し、スキを一切見せず、適確な反撃を加えることであらう。

また日頃から、対権力情報活動を総力を上げて行うことも必要であり、検挙攻撃にたいしては完黙・非転向の獄中闘争を貫徹することである。

これらのいわばあたり前の闘いの実践・蓄積こそが堅忍不拔の組織建設のアルファであり、オメガである。

(河村次郎)

第三章 解党派とはなにか

(一) 解党派とはなにか

解党派は一貫して日和見主義者の翼であったメンシェヴィキ内から発生した。しかし解党派は日和見主義者一般に解消されうるものではなかった。

「解党主義が、背教、綱領と戦術の否認、日和見主義と思想的に結びついていることはもちろんである。……しかし解党主義は日和見主義であるだけではない。日和見主義者は党をまちがった、ブルジョア的な道へ、自由主義的労働者政治の道へひっぱっていかうとするが、しかし、党そのものを否認しはしないし、党を解消しようもしない。解党主義は党を否認するにいたるような、そういう日和見主義である」(「論争問題」『全集』

Vol. 19 p. 148)

党の存在そのものを無用のものとして否定するような日和見主義として解党派は規定されている。では、党の存在を否認する、とは一体どういうことなのか、何をもちて党の存在そのものの否認というのか。

「解党主義の核心はどこにあるのか、解党主義はどういう点で非難されているのか、……この核心は、『地下組織』の否認、その解消ということにあり、地下組織をせがひでも適法性の枠内

での無定形な結合体ととりかえるところにある」(同前 p. 149)
地下組織(細胞等の非合法組織)の否認、したがって非合法党の否認、ここに解党主義の解党主義たる所以がある、とレーニンはいう。

なぜ、地下組織の否認が党の存在そのものの否認なのか。レーニンは、「現在の条件のもとで地下組織を否認するのは、古い党を否認することだということ」(同前 p. 148)は自明であると述べているが、この「現在の条件」の内実が分析されねばならない。この点を皮相に理解すると、ツァーリ専制下のロシアの特殊性にそれを解消することになる。すなわち、労働組合のような大衆運動団体やカデット党のような自由主義的ブルジョアジーの党でさえ非合法化されているというロシアの特殊性に、である。確かにそのようなロシアの特殊な現実的諸条件は重大な問題であったであろう。だがしかし、そこに解消されえないものをも含みこんで「現在の条件」ということが言われているのである。そうでなければどうして、カデット党でさえなお非合法化されているなかで、プロレタリアートの党の独自性が押し出せるであろうか。

レーニンは次のように述べている。

「カデットの党は非合法であるが、彼らの非合法性は、まさに、『合法性獲得のための闘争に必要な武器』にすぎない。社会民主党にあっては、合法的結合は、げんざい非合法党に必要な武器の一つなのである」(「党に反対する解党派の『ゴロス』」『全

集』 Vol. 18 p. 185)

この指摘は重要である。ツァーリ専制下では、自由主義的ブルジョアジーの党であるカデット党でさえ非合法であった。だがこのこととプロレタリアートの独自の党が非合法化されていることを混同することは許されない。メンシェヴィキや一連のヨーロッパの社会民主党のように、「ヨーロッパ風に考える」立場からすれば、両者の相違は単に程度の差の問題に過ぎない。資本主義が発展し、ブルジョアジーが政権の座につけば、種々のブルジョアジーや小ブルジョアジーの諸党が合法化されるばかりではなく、プロレタリアートの党も合法化され、合法活動を中心とする闘争が展開されるであろう、というわけである。「ヨーロッパ風に考える」立場にある人々は、資本主義の発展と政治制度の有様を直接的に結びつけ、現実の政治制度を分析するかわりにブルジョア民主主義の本来あるべき姿を想定し、逆にそこから現実の政治制度を評価し、段階付けを行っているのである。こうした考え方が徹頭徹尾ブルジョア的自由主義であることは明らかであり、プロレタリアートの党をブルジョアジー、とりわけ自由主義的ブルジョアジーの後尾につか

党の掲げる綱領が、ブルジョアジーの支配の一切を根底的に転覆するといふものである以上、プロレタリアートの党はブルジョア法体系に根底的に対立するものであり、言葉の本来の意味において非合法でしかありえない。解党主義者が非合法党を否定し、地下組織を無用の長物としたことに対するレーニンの批判を当時のロシアの表面上の特殊性に解消してはならないというのは、こういうことだからである。レーニンの批判の射程の長さをわれわれはつかまねばならない。ツァーリ専制打倒をどういふ内実をもつて遂行するのかが、そこで問われていたのである。

この点については後により詳細に検討しよう。まずは、解党派はそもそもどのような存在で、どのような主張を展開していたのか、その実態はどのようなものか、を確認しておきたい。その上で解党派の発生と成長の過程、換言すればレーニンの解党派に対する闘いの歴史、プラハ協議会招集の過程を跡付けたい。

(二) 解党派はなぜメンシェヴィキから発生したのか、その階級的存在意義はなにか

一九一〇年一月の中央委員会総会(パリ総会)の決議は、「ブルジョア反革命の時代の社会民主主義運動の歴史的情勢は、プロレタリアートにたいするブルジョア的影響のあらわれとして」(「レーニ全集」Vol. 19 p. 148より)一方に解党派、他方に召遣派が生みだされた、と述べている。ここでは二点が確認される。第一に、解

党派発生の際級関係上の根拠、第二に、解党派の階級的存在意義である。第一の点では、解党派はストルイビン反動（六月三日体制）によって生みだされた、と述べられており、第二の点では、解党派はプロレタリアートにたいするブルジョアジーの影響のあらわれである、と規定されている。

一九〇七年六月三日のストルイビンによるクーデターは、一九〇五年革命を最終的に圧殺した。反動の嵐が以来およそ三年間余続くことになる。一九〇五年革命の高揚にもなつて党内に流入した、とくにインテリゲンチヤがあいついで党から脱落した。党員は激減し、いくつもの地方委員会が無活動に陥った。レーニンは当時の様子を次のように述べている。

「クーデター後の最初の半年が、社会民主党組織をふくむすべての革命組織のいちじるしい衰退と弱化を特徴としていることは疑いがない。動揺、混乱、崩壊——これがこの半年の一般的特徴である」（『正しい道へ』『全集』Vol.15 p.3）

「党の諸組織はみな成員の数が減り、若干の組織——すなわち、その構成員にプロレタリアがいちばんすくない組織——は崩壊した。革命によってつくりだされた半公然の党諸機関はつぎつぎとつぶれていった」（『大道へ』同前 p.333）

『ソ連邦共産党史 1』によれば、ペテルスブルグ、エカテリンブルグ、イヴァノヴォヴォズネンスクの一九〇七年（ストルイビン・クーデター直前）当時のそれぞれの党員数は、約八〇〇〇、

一〇七〇、二〇〇〇であったのだが、クーデター後の一九〇八年にはそれぞれ約三〇〇〇、二五〇、六〇〇へと激減した、とされておけ、労働組合においても、一九〇六年から一九二〇年にかけて、専制政府によって、約五〇〇組合の解散、六〇〇以上の登録拒否がなされ、組合数では一九〇七年はじめの二四万五〇〇〇人が一九〇九年末には一万三〇〇〇人になったとされている（p.187, 188）。スト

ルイビン反動はこのような革命派への徹底した弾圧を遂行しつつも、単にそれに終わるものではなかった。その最大の特徴は、徹底した一方での弾圧と、他方での大々的な農業改革とを結びつけたところにあった。ストルイビン反動は、徹底した弾圧を押しすすめつ、同時に、上からの土地改革を強行し、ロシア農業の資本主義化を促進し、これを基礎にロシアの資本主義的發展を成し遂げようとした。政治的には立憲君主制への移行である。このストルイビン反動の最大の狙いが一九〇五年革命を真に人民革命として実現させた革命的な農民大衆の中にくさびを打ち込み、農民層の分解を強力的に推進し、農民大衆の革命的エネルギーを喪失させ、農村——農民

の中にブルジョア権力の確固たる基盤をつくりだそうとする点にあったことは明らかである。巨大地主と並んで富裕な自作農「フートル農の育成、ここに保守的権力基盤をおこうとしたのであった。しかもこの改革をテコとして、一九〇五年革命に死ぬほど恐怖した自由主義的ブルジョアジーを最後の反革命陣営の中にとりこんだ。カデット党はなお非合法化におかれてはいたが、ツァーリ体制

の下に融合し、「許容された反政府党」、事実上の一政府党になり終えた。

こうして一九〇五年革命前夜から展開されたロシアにおける民主主義革命の評価、戦術をめぐる論争が社会民主党内で再燃することになる。従来のメンシェヴィキ対ポリシエヴィキとの対立が、メンシェヴィキからは解党派が、ポリシエヴィキからは召還派・最後通牒派が発生するという組織上の対立に重点をおいたものへと深化・拡大したところに反動期の論争・闘争の特徴があった。（この論争の内容については「労働独裁と永続革命」本誌No.39、44を参照）メンシェヴィキは、ロシアにおけるブルジョア民主主義革命の諸課題の解決主体を自由主義的ブルジョアジー（カデット党をその党とする）だと考えていたが、メンシェヴィキから発生した解党派は、この主張をより一歩純化させた。彼らはこう主張した。すでに自由主義的ブルジョアジーによって民主主義的課題は解決されつつあり、したがってブルジョアの合法性の広い舞台が開けつつあり、これに合わせて労働者党は合法政党となり、労働者独自の運動（実は狭い労働組合的運動のこと）に専念すべきである、と。

ロシアにおける民主主義革命においてプロレタリアートとその党は、農民大衆を中心とする共和主義的・革命的ブルジョア民主主義派とオクチャブリスト党やカデット党をその党とする君主主義的・自由主義的ブルジョア民主主義派とを区別しなければならぬ、とレーニンは主張した。ところがメンシェヴィキはこの区分をなしえ

ず、ブルジョア民主主義派一般を語り、それに自由主義的ブルジョアジーを重ね合わせた。この自由主義的ブルジョアジーが反動期には、ツァーリ体制への融合を強め、支配階級のブロックの一員におさまった以上、この現実を認めざるを得なくなった部分は不可避にロシアにおけるブルジョア民主主義革命は既に進行しており、合法活動の広汎な可能性が存在しつつある、と結論せざるを得なくなつた。解党派がこれである。ダンやマルトフらメンシェヴィキ主流派が自由主義的ブルジョアジーの反革命陣営への移行を認めず、反動の強化のゆえにむしろ彼らは革命の側に押しやられるととらえていたことからすれば（註）、解党派の方がより現実の動きに敏感であったといえるであろう。誤った現実把握と誤った実践的帰結を導いたとしても。

（註）マルトフ『ロシア社会民主党史』加藤一郎訳 p.258、マルトフのアクセリロード宛手紙を参照

しかも、彼ら解党派は自由主義的ブルジョアジーの動向ばかりでなく、土地改革による農民層の分解過程、保守的農民層の育成過程にも当然眼を向けていたのであり、この点でもメンシェヴィキ主流派よりも「現実的」であった。もちろんここでも彼らの現状認識は誤っていた。彼らは現実の一面を過度に、途方もなくふくれあがらせてとらえたのである。すなわち、農民大衆の革命的エネルギーは既に喪失しつつあり、したがって一九〇五年革命のような全人民的

闘争はもはや不可能であるとらえたのだ。解党派のラーリンは次のように言った。

「ロシアが資本主義世界にくわわる過程は・・・政治の分野でも、完了しようとしている。それが完了することは、——現在の段階では、一九〇五年におこったような、全国的な革命運動はありえないことである。・・・権力がこのように、けっして『ほとんどもっぱら』土地領主の手中にあるわけでないとするれば、『土地および工場の資本家』の封建領主にたいする権力闘争は、——現存の権力にたいする全国的闘争に転化するわけにはいかない」（『ヴォズロジデーニエ』No.9-10 論文 『レーニン全集』Vol.17 p.145より）

「きたるべき『全国的な高揚』を考慮にいれて自分の戦術方針をたてることは、期待がはずれるという運命に陥ることを意味するであろう」（同前）

合法活動の可能性が広く開けつつあり、同時に全国的闘争はもはや不可能である、という現状認識にもとづいて、解党派が導く組織上、実践上の結論のうちに、更にその提出の仕方やその主張内容についての論戦の仕方、党内論争のやり方のうちに、彼らの階級性、——すなわちブルジョアジーに屈服したインテリゲンチヤの一朝流であるという点が如実に示されている。彼らはみずからの結論すなわち、非合法地下組織の清算と合法党の建設、合法活動の展開、しかも労働者独自の活動という名による労働組合主義的・経済

主義的活動への党活動の限定という主張を、ストリートに、公明正大に、党内論争を組織する形で主張したわけではない。彼らほかの結論を曖昧に、あちらではそれ、こちらではこう、と常に言い逃れを用意しつつ、しかも現存する非合法党を中傷し、足をひっぱりつつ述べたのである。

こうした解党派の論戦の仕方については歴史的跡付けのうちに述べるとして、まず彼らの結論について検討しておこう。

(三) 解党派のいう「公然たる労働者政治組織の建設」とは
なにか——ローコフ論文の計画

解党派が自らの主張を積極的に、はつきりと、まとめたかたちで述べたのは、ローコフ論文がいわば最初でありまた最後であった。解党派の機関紙『ナーシヤ・ザリヤ』No.8-10に掲載されたこの論文を、レーニンは、自由主義的労働者党の宣言、であるとして、「われわれの事業の利益からみれば、新しい解党主義者の宣言は、彼の見解が率直で、明瞭で、完成されているために非常に有益であるとみとめざるをえない」（『自由主義的労働者党の宣言』『全集』Vol.17 p.323）とし、「ローコフ論文が出たあとでは、これまでのような仕方だけで解党主義を論じてはならない。なぜなら、問題は彼によって決定的にもっと高い地盤のうえに提起されたからである。またローコフ論文が出たあとでは、解党主義を論じるだけであってはならない。なぜなら、われわれのまえには、考え

うるかぎりもっともまとまった、直接の実践的行動の計画が出されているからである」と評価している。

言い逃れと「かくれんぼ遊び」をこととする他の多くの解党主義者と違って、一九〇五年——一九〇七年にはボリシェヴィキであったローコフは、自らの主張を明確に提起するという政治家としての当然の義務を果たしたのであった。

ローコフは、ストルイピン改革の進行によって情勢は次のようなものとなっているという。

「最近まで大土地所有の代表者は、大部分が真の農奴主、典型的な地主貴族であった。これら最後のモヒカン族はいまではわずかしかのこっていない。彼らは小さな一群をなして、まだプリシケヴィッチやマルコフの諸君の周囲にあつまり、絶望の毒のはいた唾を力なくはきちらしている。・・・国会では国権派とオクチャプリスト右派に代表されるが大土地所有者の大多数は、・・・しだいに、確実に、農業ブルジョアジーに転生しつつある」（『レーニン全集』Vol.17 p.325-326より）

それ自体誤った、すなわち、レーニンの言葉で言えば、「農奴制経済のブルジョア経済への『転生』をこっけいなほど過大評価」した情勢分析から、更にそれを直接に政治制度に結びつけるという二重の誤りを犯し、ツァーリ専制の過小評価を行っている。情勢の変化についてのこうした評価は、先にみた解党派ラーリンの主張と同様である。だが、ここからローコフは一步を踏み出し、実践上の

結論を導く。公然の労働者政治組織の建設が必要であり、それを労働者階級利害擁護政治団体の設立からはじめべきだ、と。

まさしくこれが解党派が示した唯一の具体的な実践的組織計画である。あれやこれやと言いつつ逃れをやっていても所詮は労働者相互扶助団体をいささか政治的にした程度のものしか提起しえないのであった。

レーニンは解党派にたいして、「公然の労働者党建設」を主張するのであれば、オシヤベリをやめて、実際に公然の労働者党を結成せよ、と何度も繰り返し批判した。「絶対に平穩で、行儀正しい、非政治的な労働組合が閉鎖されている時代に、公然の政治的な労働団体の創設」は空想でしかありえない、とレーニンは言う。確かにレーニンの批判は的確である。だが、これはことの半面である。実現不能のことであり、単なるオシヤベリであれば、何も批判の必要はなかったであろう。現実的根拠のないものは、実践上組織活動上のリアリティーをもちようがないはずであろうから、解党派のオシヤベリは単なるオシヤベリではなかった。既に見たように、解党派は六月三日体制下に発生の根拠を持ち、ブルジョア自由主義的改良主義を自らの路線とするものであった。その主張の背後にはカデツト党を自らの党とする自由主義的ブルジョアジーのツァーリ体制への融合という現実があった。解党派の主張はしたがって、プロレタリアートを自由主義的ブルジョアジーの後尾につかせようとする現実に明確な根拠を持ったものであった。それだけではない。その現

実性にそつたうえで、解党派はプロレタリアートの党を實際上解体する実践——ユーリー、ロマン、ミハイルによる中央委員会の破壊活動、地下組織への誹謗中傷活動等々——を実際に遂行していた。しかも解党派は「公然たる労働者党」をこそ建設してはいなかったが、自らのセンターを持っていた。雑誌『ナーシャ・ザリヤー』、あるいは『デーロ・ジーズニ』グループとして、レーニンはローコフにむかっている。

「あなたが『実際に実現し』ようとしている『団体』は、すでに実現されてから二年にもなるのがおわかりになるう。そして、あなたもすでにそのなかにいるのだ！この『労働者階級利益擁護団体』とは、（活版印刷上の集合概念としてではなく、思想集団としての）雑誌『ナーシャ・ザリヤー』である。公然の広汎な労働者組織は空想的であるが、日和見主義的インテリゲンチヤの「公然の」率直な雑誌はけっして空想的ではない、けっして、けっして、空想的ではない。彼らが彼らなりに労働者階級の利益を擁護していることは、争う余地がないのだが、マルクス主義者ではなくならなかったものはだれでも、彼らの『団体』が自由主義者流に理解された労働者階級の利益を自由主義的に擁護する団体であることを、はっきり見るのである」（『自由主義的労働者党の宣言』前出 p.334-335）

したがって、解党派は、ローコフによってはじめて公然と、率直に自らの組織計画を提示したとはいえ、あくまで一つの政治的全

体性を持った組織と言うべきものであった。ブルジョア自由主義——改良主義の路線をとる潮流は、S. P. D. をはじめとするヨーロッパ各国社会民主党内にはっきりとした勢力として存在しており、解党派もそれと結びついていた。

当時のロシアにおいていかに合法党建設が実現不能のものであったとしても、解党派が主張し実践しつづけた路線は、国際的にも、ロシアにおいても現実的根拠を持ったものであったのであり、明らかに自由主義的ブルジョアジーに屈服するプロレタリアートに基盤をおく別の労働者党、共産主義者の党とは異なる党を目指す路線であった。

（四） 解党派によるヘゲモニー思想の放棄

解党派による公然たる労働者党建設という組織路線上の主張は、戦術との関連では、「ヘゲモニーではなく階級政党を」という主張としてあらわれていた。解党派は当面する民主主義革命において、プロレタリアートがヘゲモン（主導者）として立ちあらわれ、その任務を遂行することはもはやできないとし、プロレタリアート独自の運動という名の下に、プロレタリアートの狭い経済主義的・組合主義的運動に闘いを限定すべきことを主張した。解党派のレヴィツキーは言った。

「以前の形態（自覚した労働者の団結の）は政治的自由めざす全国民的闘争の主導者（ヘゲモン）であったが、将来の形態は、

独自の歴史的運動を開始した大衆の階級政党となるであろう」

（『ナーシャ・ザリヤー』No.3 『レーニン全集』Vol.17 p.44より）

また、解党派を熱心に擁護しつづけたマルトフは言った。

「選挙カンパニア全体を、われわれは、自分の政治的自決の自由をめざすプロレタリアートの闘争、自分の階級政党をもち、自分の活動を自由に展開する権利のための闘争、自主的な組織された勢力として政治生活に参加するための闘争、という旗のもとでおしすすめなければならぬ。選挙煽動の内容も、選挙戦術と選挙前の組織活動の諸方法も、この原則にしたがわなければならぬ」（『ナーシャ・ザリヤー』No.8 『レーニン全集』Vol.17 p.295）

レーニンはこれを批判して言う。

「自由主義的な労働者選挙綱領のみごとな叙述だ！社会民主主義的労働者は、全人民の自由のため、民主的共和制のための闘争という『旗のもとで、運動をすすめている』。自由主義的労働者は、『自分自身の階級的』（ブレントナーの的、社会自由主義的な意味で）『政党をもつ権利のために』たたかっている。このような原則にしたがわせることは、とりもなおさず、民主主義の事業を裏切ることである。自由主義的ブルジョアも、政府の機敏な実務家も、労働者が国全体の自由のためにではなく、『自分自身の政治的自決』の自由のためにたたかうことだけをのぞんでいる。

——マルトフは「ヘゲモニーではなくて、階級政党」というレヴィツキーの定式の焼きなおしをあたえたのだ」（『ストルイビン』「労働者」党の陣営から）『全集』Vol.17 p.295-296）

レーニンはマルトフの一見すると正しそうなことばに隠された階級性をもの見事に暴露している。

解党派によるヘゲモニー思想の放棄が、彼ら特有の六月三日体制への評価——つまり、自由主義的ブルジョアジーにたいする過大評価と結びつき、また、この自由主義的ブルジョアジーに追隨する路線と結びついていることは明白である。レーニンの批判を見よう。

「レヴィツキー氏がヘゲモニーを階級政党に對置しているのは、理論的にまちがっている。『ナーシャ・ザリヤー』が実際に従っている政党は、マルクス主義ではなくて自由主義が組み立てているものであると言うためには、このように對置しさえすれば十分ように理解しているのは、全世界を達して自由主義者だけである（ゾンバルトやブレントナーを思い出してみたまえ）。マルクス主義の見地から言えば、ヘゲモニーの概念を否定するか、それを理解しないような階級は、階級ではない。あるいはまだ階級になっていない。それはギルドであるか、種々のギルドの総体である」（『マルクス主義と『ナーシャ・ザリヤー』』『全集』Vol.17 p.44）

「過去にはヘゲモニーがあったが、しかし将来は『階級政党』が

なければならぬ、と表明することは、解党主義とヘゲモニーの放棄との結びつきを、またこの潮流とマルクス主義との断絶を、はっきりしめすことを意味する。マルクス主義はつぎのように言う。すなわち、過去に『ヘゲモニー』があったから、したがって、職業、専門、ギルドの総体から階級が成長したのである。というの、ほかならぬヘゲモニーの意識こそ、自分自身の活動によるこの思想の具体化こそ、ギルドの総体を階級に転化するからである」(同前)

このようにレーニンはある階級が階級であるかぎり、他の階級との相互関係の中にあり、自らの階級的利害を追求することにおいて、他の階級とのあいだに協調、同盟、敵対、闘争等々の関係に入る、つまりヘゲモニー思想を具体化せんとするものだ、と述べる。かつての経済主義者と同様、解党派は階級性、あるいは階級の独自性を他の階級から切断された狭い、空想の産物に転化し、かくして実践上はプロレタリアートを狭い経済闘争・組合主義的闘争の枠内に封じ込めようとする。レーニンはプロレタリアートのヘゲモニーについて、まず次のように言う。

「労働者階級のヘゲモニーとは、住民の他の諸要素の民主主義・から非民主主義的な夾雑物をとりのぞくという意味で、あらゆるブルジョア民主主義の限界性と近視眼とにたいする批判という意味で、『カデット主義』(もし自由主義者の演説と政策との思想的に腐敗させるような内容をこう呼ぶなら)との闘争という

意味で、労働者階級(とその代表者)が住民の他の諸要素におよぼす政治的作用である」(「わが解党論者たち」『全集』Vol.17 p.87)

続いてレーニンは、革命におけるプロレタリアートのヘゲモニーとしての任務について次のように言う。

「あらゆる特権に反対するあらゆる小ブルジョアジーのあらゆる闘争は、つねに、小ブルジョア的な限界性と中途半端との痕跡をおびているのだが、こうした性質との闘争こそ『主導者(ヘゲモニー)』の仕事なのである。……マルクス主義がわれわれに教えているところでは、小ブルジョア大衆は、資本主義が存在しているかぎり、不可避免的に、反民主主義的な特権(このような特権は、純粹の資本主義のもとでは理論上かならずしも『不可欠なものではない』が、しかしこれらの特権の清濁は、資本主義が死滅するまで長びくであろう)にくるしめられ、経済的抑圧にくるしめられるであろう。だから、資本主義がつづくかぎり、これらの特権とこの抑圧の源を説明し、それらの階級的根拠をあきらかにし、それらにたいする闘争の範例をしめし、自由主義的な闘争方法の欺瞞性をあばきだす、等々する『主導者(ヘゲモニー)』の任務は、かわらないのである」(同前 pp.88-89)

このようなプロレタリアートの社会革命の長い射程を踏まえて現実の革命——当面する民主主義革命におけるプロレタリアートのヘゲモニーとしての役割の重要性を強く押しだしてレーニンは言う。

「わが国ではブルジョア革命は完成していない。専制は、この革命が遺言した、そして経済的發展の客観的過程全体によって謀せられていた任務を、新しいやり方で解決しようとして試みているが、しかしこの任務を解決することは専制にはできない。……プロレタリアートの任務は、このような情勢のなかから、きわめてはっきりとした明確な形で生まれてくる。現代社会で最後まで革命的な唯一の階級として、プロレタリアートは、完全な民主主義的変革のための全人民の闘争、抑圧者と搾取者にたいするすべての勤労者と被搾取者の闘争の指導者となり、主導者(ヘゲモニー)とならなければならない。プロレタリアートは、このヘゲモニーの思想を自覚し、それを実行するかぎりでのみ、革命的なのである。この任務を自覚したプロレタリアは、奴隷制に反抗して立ちあがった奴隷である。自らの階級のヘゲモニーの思想を自覚しないか、あるいはこの目標を断念するプロレタリアは、自分の奴隷としての状態を理解しない奴隷である。せいぜいのところ、彼は、自分の奴隷としての状態の改善のためにたたかうだけで、奴隷制の打倒のためにはたたかわない奴隷である。／＼これからして、わが改良主義の少壮幹部のひとりである『ナーシャ・ザリヤー』のレヴィツキー氏が、ロシアの社会民主党は『ヘゲモニーではなくて、階級政党』でなければならぬと声明した、あの有名な定式が、もっとも徹底した改良主義の定式であることは、あきらかである。それだけではない。これは完全に裏切りの

定式である。『ヘゲモニーではなくて階級政党』だとかたること、は、ブルジョアジーの味方にうつること、現代の奴隷である賃金労働者にむかって、自分の奴隷としての状態の改善のためにたたかうがよい、しかし奴隷制の打倒という思想は有害なユートピアだともえーと言っている自由主義者の味方にうつることである。『運動がすべてであり、終局目標は無である』というベルンシュタインの有名な定式を、レヴィツキーの定式と比較してみれば、これが同じ一つの思想の言いかえであることがわかるであろう。どのばあいにも、改良だけを承認して、革命を否認することである」(「ロシア社会民主党内の改良主義」『全集』Vol.17 pp.234-235)

(五) 解党派とはなにか——まとめ

解党派はプロレタリアートの独自の党を否認するような日和見主義であり、その核心メルクマルは、非合法党、非合法地下組織の否認にあった。解党派は自由主義的ブルジョアジーに追随する小ブルジョアジーおよび小ブルジョア化したプロレタリアートの一部を基盤とする改良主義・合法主義の「労働者」党であった。綱領上

も戦術上も組織上も共産主義革命を目標とする党とは別の党であり、決して共産主義革命を目指すプロレタリアートの独自の党の一分派ではなかった。

「わが解党派は、非合法形態、すなわち現在のそのような形態を承認しないで、新しい合法党を組織しようとしている。これは、党内の一流派ではなくて、党からの脱退である」(「ロシア社会民主労働党の内部事情と党の当面の任務」『全集』Vol.18 p.152)

解党派がこのように別党であるということが、非合法党―地下組織の否認にもっとも集約してあらわられていたのである。解党派は、プロレタリアートの独自の党にとつての非合法組織―地下組織と、その活動を、自由主義的ブルジョアと同様に、あるいはそれに追隨して、偶然のもの、ロシアの特殊性にもとづくもの、それゆえに合法活動の補完物とみなした。このことによつて解党派は、自らが資本主義とブルジョアジーの支配とを打倒するのではなく、それを前提とした改良を目指す党であることを自己暴露したのである。このかぎりにおいて、解党派は、自由主義的ブルジョアジーの党であるカデット党と同一の基盤に立っていた。レーニンはこの点を次のように批判した。プラハ全党協議会に対抗して解党派と解党派の擁護者の大同団結―大野台会議であつた一九二二年の八月協議会決議への批判である。

解党派の決議が、「非合法の党諸組織は、公然たる労働運動の新しい形態や方法に順応しなければならない」、「社会民主党は、そ

の組織全体が非合法にとどまらざるを得なくされている現在すでに、その党活動の個々の部分を公然と遂行すること、かつそのためにこれに合致する機関をつくりだすことにつとめなければならぬ」と述べたことにたいして、これはカデットの見解と十分違わぬい、と批判する。

「カデットは彼らの党が『全体として非合法にとどまらざるを得なくされていること』、また諸条件の変化を考慮して非合法党が合法活動に順応しなければならないことを、完全にみとめてい

る。カデットにとつてはこれで十分だ。彼らにとつては、彼らの党の禁止、党の非合法化は、偶然であり、『変則』であり、遺物であつて、主要なもの、本質的なもの、基本的なものは、彼らの合法活動なのである。・・・カデット党の非合法活動は偶然であり、『立憲的活動』という全体系内の例外である。ここからして論理的に、非合法組織は『合法活動に順応し』なければならぬい、ということになる」(「非合法と合法活動」『全集』Vol.18 p.421)

「これにたいして社会民主党においては、『合法組織は、非合法細胞の思想を大衆のなかに導きいれるための拠点である。・・・社会民主党は『全体として』も、各細胞としても、また―もつとも肝心な点だが―革命を宣伝し準備するその活動の全内容において、非合法的である。だから、社会民主党のもつとも公然たる細胞のもつとも公然たる活動といえども、『党活動の公然

たる遂行』とみとめるわけにはいかないのである」(同前 p.422 423)

このように、解党派は、綱領上、戦術上、組織上の一つの全体性をもつた政治組織であり、またその路線から言つて、決してロシアに特有のものではなかった。それはヨーロッパ各国の社会民主党内に明らかに同盟者をもつていた。レーニンは、「解党主義を、西ヨーロッパの社会民主労働党内の日和見主義とおなじにみることは、まったくこつぱいであることは、あきらかである」(「ロシア社会民主労働党の内部事情と党の当面の任務」前出 p.152)と述べているが、ヨーロッパのそれらの党全体に認められた日和見主義―その最左翼にあつてさえ、とくに組織上で―が各党内の解党派を暴露することを徹底させえず、温存させることになつたといえよう。

(国崎俊)

「火花」第五〇号の訂正

P 2 上段十三行目

われわれは、南部アフリカ

われわれの任務は、南部...

P 2 下段十七行目

一九五三年

一五九三年

P 4 上段二行目

別組織

別組合

火花 第五号

発行日 一九八五年十一月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定価 三〇〇円